

課題・問題点の整理（2013年8月時点）

<候補地選定に関わるもの>

◆亀岡市が京都府の「専用球技場用地調査委員会」において説明したアユモドキの保全並びに治水問題に関する対策については、何の調査検討もされていない妥当性に欠くものであること、さらに京都府はそのことを承知しながら、委員会にその事実を報告しなかったことが、開示された公文書で判明しており、候補地選定が公平公正に行われたとは言い難い。

◆そのような中でも「専用球技場用地調査委員会」の結論は、『選定について統一的な判断を委員全員が一致した形で行うことは困難であるとの結論に至った』と、選定できないとしているにもかかわらず、何故か京都府は亀岡を適地として選定した。

<予定に関わるもの>

◆建設予定地として選定された箇所は、日本固有の淡水魚で、天然記念物、絶滅危惧種及び種の保存法指定種であり、最大級に保護されるべきアユモドキの生息地であって、日本国内でもこの亀岡と岡山の2ヶ所と合わせて3ヶ所しかない貴重な自然環境であり、既に、環境省及び日本魚類学会から京都府知事並びに亀岡市長あてに、実質的な計画の見直し要請がなされている。

◆建設予定地として選定された箇所は、ナゴヤダルマガエルを「はじめ両生類の種の多様性が高く、ヤリタナゴ、アブラボテ、カワヒガイなどの絶滅危惧種が生息し、淡水魚の種の多様性が高いことから、平成22年度にラムサール条約湿地潜在候補地リストに登録されている。

◆建設予定地として選定された箇所は、保津川沿川にあって、霞堤からつながるいわゆる遊水地（遊水機能を有する低平地）である。このため、これまで幾たびとなく洪水時には浸水しており、集客施設としての安全性に問題があると同時に、埋め立て造成によって、保津川周辺及び下流域の水害の危険性を増大させるおそれがあるとともに、淀川流域全体の治水対策にも影響を及ぼすことが懸念される。

◆建設予定地として選定された箇所は、亀岡市の都市計画でも、市街化調整区域でかつ農業振興地域に指定されている。

◆建設予定地として選定された箇所の直ぐ近くには、亀岡市の上水道の5ヶ所水源（井戸）があり、スタジアムの建設による水量、水質への影響が懸念される。この5ヶ所の井戸は、亀岡市内の2つの浄水場の内の1つである三宅浄水場の全ての水源となっており、既に亀岡市の上水道管理者もこれを懸念し、影響検討調査を進めているところである。（亀岡市上水道は、現在、給水人口約82,000人、給水量約53,600m³/日で、三宅浄水場は概ねこの1/2を供給）

<事業手続きに関わるもの>

◆建設予定地として選定された箇所周辺は、平日の通勤通学時間帯や休日、レジャーシーズンなど慢性的な交通渋滞が発生しており、スタジアム建設によって、より一層の交通渋滞が想定される。このような交通安全の確保をはじめ、周辺生活環境への影響評価について何ら検討がされていない。

◆京都府では、「京都府公共事業事前評価実施要綱」を定め、新たに事業費の予算化の要望を行う全体事業費が10億円以上の事業については、事業の目的、事業の必要性、費用対効果分析、コスト縮減や事業の効率性、良好な環境の形成及び保全などについて、学識経験者等から構成される委員会の意見を聴き、事前評価を実施することとなっている。今回のスタジアム整備では、全体事業費が約100億円で、平成25年に専用球技場整備費が予算化されてるにもかかわらず、この公共事業事前評価が実施されていない。

◆京都府では、公共事業を自然・社会環境と共生するものへ導くことを目指し、「環の公共事業行動計画」を定め、維持管理等を除く府の公共事業すべてを対象に、構想段階で府の評価結果について第三者の審査を受けることとなっており、その審査の基本方針は、環境にプラスとなる事業を積極的に推進する一方、環境に著しいマイナスとなる事業は、たとえ経済効率性が高くとも見直しを実施することとなっている。今回のスタジアム整備は、この構想段階での評価及び審査が実施されることなく、すでに調査及び実施段階に入ってしまった。